

7 公 募 ・ 他 県 と の 交 流

校長が自校の目指す学校創造と学校運営の充実を図ることを目的として自校の課題を公表し、その課題に積極的に挑戦しようとする教員を公募し、適材適所の人事異動を図る公募制度も 18 年目を迎え、実施校は 16 校、異動者は 6 名（昨年度：16 校、3 名）であった。

また、他県での多様な指導方法や学校運営体制等を体験することによって、教員としての資質向上を図るとともに、長野県教育に清新な気風を導入することを目的として始めた山梨県との人事交流は 11 年目をもっていったん停止し、平成 28 年度から福井県との人事交流を、また新たに広島県との人事交流（令和 5 年度は広島県からの派遣のみ。令和 6 年度から相互交流）を行っている。福井県との交流では、長野県からは 1 名を 2 年間、福井県からは 1 年間に 1 名ずつの交流を行っている。広島県との交流では広島県から 1 名を 2 年間の交流を行っている。

成果を検証しつつ、さらに発展拡充を図っていく。

（１） 公募の実施

ア 目的

公募は、以下の目的を達成するために人事異動の一環として実施する

- (ア) 校長は、魅力づくりの計画を県下の教育職員に公開して教員を募集し、自校の目指す学校創造と学校運営の充実を推進する。
- (イ) 公募実施校の課題に積極的に挑戦しようとする教育職員の意欲を活かすとともに、自己啓発の動機づけを促す。
- (ウ) 教育職員の適性を考慮し、適材適所の人事異動を推進する。

イ 内容及び手順

- (ア) 校長は、公立学校の教育職員を対象に自校への転入を希望する者を募ることができる。
- (イ) 公募実施を希望する校長は、「高等学校教育職員人事の公募実施申請書」（様式 1）「公募事由書」（様式 2、タイトルは自由）により、公募を実施したい旨の申請を県教育委員会に行う。
- (ウ) 公募を実施する学校は原則として 1 区 2 校までとし、区内で 3 校以上の希望校がある場合は県教育委員会で調整する。
- (エ) 公募実施校は「令和 6 年度高等学校教育職員人事異動について（通知）」とともに公表する。
- (オ) 公募実施校の「公募事由書」（様式 2、タイトルは自由）により、異動を希望する者は人事異動調に希望校を記入するとともに、「希望調書（公募）」（様式 3）を所属校の校長に提出する。所属長の校長は、希望教員から提出された「希望調書（公募）」に所見を記入して県教育委員会に提出する。なお、希望教員は令和 5 年度末時点で原則として所属校に 5 年以上勤務している者とし、1 人 2 校まで応募できるものとする。
- (カ) 県教育委員会は、希望教員について当該実施校の校長に連絡する。

- (キ) 連絡のあった校長は希望教員に面接を実施し、希望教員に関する意見書（様式4）を県教育委員会に提出する。
- (ク) 県教育委員会は、校長から提出された意見を尊重して人事異動を行う。
- ウ これにより平成 19 年度から令和 6 年度までの公募による人事異動者は計 104 人に及び公募校活性化の中心となっている。
- エ 成果と課題
 - (ア) 令和 6 年度に向けて、10 区、16 校が公募を実施し、6 人（5 年度 3 人）の異動が実現した。
 - (イ) 学校の課題解決に意欲的に取り組む教員の異動ができた。

（２） 他県との交流の実施

- ア 目的

他県での多様な指導方法や学校運営体制等を体験することによって、教員としての資質向上を図るとともに長野県教育に清新の気風を導入することを目的とする。
- イ 交流の方法

福井県および広島県教育委員会の協力を得て、本県公立高等学校教員を福井県・広島県の公立高等学校に研修派遣し、福井県・広島県の公立高等学校からも本県公立高等学校へ研修教員を受け入れる。（ただし広島県への研修派遣は令和 6 年度人事より実施とする。）
- ウ 交流の期間

2 年間
- エ 交流対象者

本人の希望と学校長の推薦に基づき、長野県教育委員会が適当と認める者とする。
- オ 交流人数と校数

長野県立高等学校 1 校から 1 名、福井県立高等学校 1 校へ
福井県立高等学校 1 校から 1 名、長野県立高等学校 1 校へ
広島県立高等学校 1 校から 1 名、長野県立高等学校 1 校へ
- カ 課題

他県から帰任する教員の 2 年間の研修成果を生かした有効配置。